建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第三十一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（手数料の減免） 第四条　手数料条例第四条の規定による手数料の減免は、次の表の上欄に掲げる手数料の区分に応じ、同表の中欄に掲げる場合に行うものとし、その額は、同表の下欄に定める額とする。	（手数料の減免） 第四条　手数料条例第四条の規定による手数料の減免は、次の表の上欄に掲げる手数料の区分に応じ、同表の中欄に掲げる場合に行うものとし、その額は、同表の下欄に定める額とする。
略	略
手数料条例別表五十四の項及び五十五の項に規定する手数料	手数料条例別表五十一の項及び五十二の項に規定する手数料
略	略
略	略
手数料条例別表五十六の項及び五十七の項に規定する手数料	手数料条例別表五十三の項及び五十四の項に規定する手数料
略	略
略	略
2　略	2　略
（許可申請書の添付図書） 第十五条　省令第十条の四第一項の規則で定める図書又は書面は、省令第一条の三第一項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書のほか、次に掲げるものとする。 一・二　略 三　法第五十五条第三項若しくは第四項各号、法第五十六条の二	（許可申請書の添付図書） 第十五条　省令第十条の四第一項の規則で定める図書又は書面は、省令第一条の三第一項の表一の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書のほか、次に掲げるものとする。 一・二　略 三　法第五十五条第三項各号、法第五十六条の二

第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十八条第二項、法第五十九条第一項第三号若しくは第四項、法第五十九条の二第一項、法第六十八条第一項第二号、法第六十八条の三第四項又は法第六十八条の五の三第二項の規定による許可にあつては、省令第一条の三第一項の表二の㈢項のろ欄に掲げる特定道路の配置図並びに同表の㈠項及び㈡項のろ欄に掲げる図書 四・五　略 2・3　略 （認定申請書の添付図書） 第十五条の二　省令第十条の四の二第一項の規則で定める図書又は書面は、省令第一条の三第一項の表一のい項及びろ項に掲げる図書のほか、次に掲げるものとする。 一　法五十二条第六項第三号、法第六十八条の三第一項、法第六十八条の四又は法第六十八条の五の五第一項の規定による認定にあつては、省令第一条の三第一項の表二の㈢項のろ欄に掲げる特定道路の配置図 二・三　略 2　略	第一項ただし書、法第五十七条の四第一項ただし書、法第五十九条の二第一項、法第六十八条第一項第二号、法第六十八条の三第四項又は法第六十八条の五の三第二項の規定による許可にあつては、省令第一条の三第一項の表二の㈢項のろ欄に掲げる特定道路の配置図並びに同表の㈠項及び㈡項のろ欄に掲げる図書 四・五　略 2・3　略 （認定申請書の添付図書） 第十五条の二　省令第十条の四の二第一項の規則で定める図書又は書面は、省令第一条の三第一項の表一のい項及びろ項に掲げる図書のほか、次に掲げるものとする。 一　法第六十八条の三第一項、法第六十八条の四又は法第六十八条の五の五第一項の規定による認定にあつては、省令第一条の三第一項の表二の㈢項のろ欄に掲げる特定道路の配置図 二・三　略 2　略

附　則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。